

# 行政不服審査法実務セミナーのご案内

行政不服審査法については、①審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入、②不服申立て手続の「審査請求」への一元化、③審査請求期間の延長、④標準審理期間の設定などを定めた改正法が平成26年6月に成立し、同28年4月1日に施行されています。

本セミナーは、行政不服審査法の運用実務に携わっている方々を対象として、審理員制度等を巡る運用上の課題や実務上の留意点について、実務家及び学識者が講演・演習を行います。是非この機会に、多くの皆様にご参加下さいますようお願い申し上げます。

なお、行政不服審査法の運用等についてご質問のある方は、添付の質問票に記入し、ご提出ください。いただきましたご質問については、当日の「行政不服審査法 Q&A」で回答させていただきます。

- 日 時：令和元年10月28日(月) 10時00分～16時25分
- 場 所：ニッショーホール（日本消防会館5階） ※下記地図参照
- 受講料：7,000円（テキスト代を含む）
- 定 員：100名（お申込みの先着順で受講を承り、定員に達し次第締め切らせていただきます）

担当：森田、藤森



- 交通のご案内 地下鉄 銀座線虎ノ門駅 2・3番出口 徒歩5分、  
地下鉄 日比谷線神谷町駅 4番出口 徒歩10分
- 所在地 東京都港区虎ノ門2-9-16 [TEL:03-3503-1486](tel:03-3503-1486)